

共済年金 だより

No.97

平成22年1月発行

国家公務員共済組合連合会

主な記事

<重要>

平成21年分公的年金等の源泉徴収票の送付について 2頁

平成21年分の所得税の確定申告について 3頁

<お知らせ／お願い>

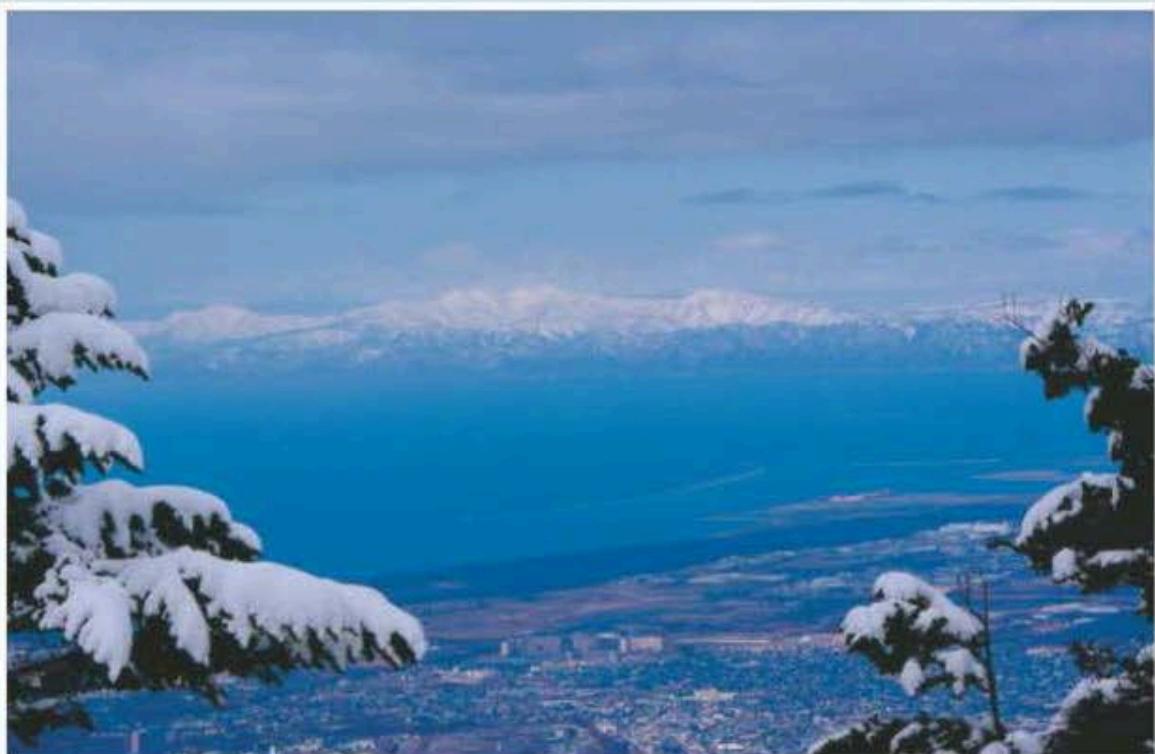
年金加入期間確認通知書、支給状態証明書及び年金支給額証明書が必要になった方について 4頁

年金受給者の皆様からよくある質問1・2 5頁

「ねんきん案内」の同封について 6頁

読者のひろば 7頁

平成22年年金カレンダー・お問い合わせ先 8頁



「初春のおとずれ」札幌市 地図博物館（北海道）

平成21年分公的年金等の源泉徴収票は 1月中旬に「はがき」でお送りします。

退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成21年中に連合会がお支払した年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)は、**平成22年1月中旬**にお送りします。

この「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金(以下「退職共済年金等」といいます。)を受給されている皆様にお送りします。

(遺族給付又は障害給付は非課税ですのでお送りしません)

お送りする「源泉徴収票」は、**次のような「郵便はがき」**でお届けしますが、所得税の確定申告などの際に必要となりますので大切に保管してください。



[平成21年分所得税の確定申告について
のお知らせ]となっております。

次頁に掲載した内容
の[源泉徴収票]と
なっております。

平成21年分の所得税の確定申告について

連合会では、退職共済年金等は所得税の源泉徴収を行いますが、給与所得のような「年末調整」による税額の精算は行っていません。

したがって、次のようなことがある方は確定申告で税額の精算をすることになります。

- 退職共済年金等の他に給与所得、不動産所得、事業所得などの所得金額のある方
- 退職や老齢を給付事由とする年金を二つ以上受給されている方
- 申告内容が、扶養親族等の増加などにより年の途中で変更が生じた方
- 源泉徴収では受けることができなかった「生命保険料控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」などを受けようとされる方

詳しくは、「郵便はがき」でお届けする「源泉徴収票」が届いた際に、はがきのB面に記載している、[平成21年分所得税の確定申告についてのお知らせ]をご参照ください。

(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明					
「区分」の欄の適用区分 法第203条の3第1号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方 法第203条の3第2号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金(社会保険庁)と65歳からの「退職共済年金」(連合会)を受けておられる方 この欄には、65歳に達した翌月からの支払金額と源泉徴収税額を記載しています。なお、65歳に達した月までの分は、法第203条の3第1号適用分に記載しています。 法第203条の3第3号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出されていない方または提出を要しない方 「支払金額」及び「源泉徴収税額」の欄 公的年金等のその年の支払基準額と源泉徴収税額を記載しています。 「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人數で表示しています。 「社会保険料の金額」の欄 公的年金等の支払の際に控除した特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の額を記載しています。 また、摘要欄に、特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の内訳を表示しています。 *「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ 個人住民税は、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」と異なり社会保険料ではないことから、その徴収額を源泉徴収票に載せることは出来ませんので、ご了承ください。					
平成21年分 公的年金等の源泉徴収票					
支払を受ける者	住所又は居所				
	氏名				
(受給者番号)		生年月日	明治	大正	昭和 平成
		年月日			
区分	支払金額	源泉徴収税額			
法第203条の3第1号適用分	千円	千円	千円	千円	千円
法第203条の3第2号適用分	千円	千円	千円	千円	千円
法第203条の3第3号適用分	千円	千円	千円	千円	千円
本	人	社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	千円			
控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数	千円	千円	千円
有無	老人控除対象配偶者	特定老人	その他	特	その他
	人	人	人	人	人
(摘要)					
支払者	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎			
名称	国家公務員共済組合連合会				
署番号	011101	整理番号	0095486	見本	見本

「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

平成21年10月定期支給分の年金から、市区町村の依頼により、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」に加えて、65歳以上の年金受給者の方の「個人住民税」が特別徴収されることとなりました。

この個人住民税は、「介護保険料」、「国民健康保険料」、「長寿(後期高齢者)医療制度保険料」と異なり社会保険料ではないことから、その徴収額を源泉徴収票に載せることは出来ませんので、ご了承ください。

「年金加入期間確認通知書」・「支給状態証明書」・ 「年金支給額証明書」が必要になった方へ

1 年金加入期間確認通知書の請求について

年金受給者ご本人または配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求するときには、国家公務員共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となります。その際は、「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、便箋等に記載例のように記入し、宛先を記載した返信用封筒（80円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

なお、請求書の用紙は、国家公務員共済組合連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)よりダウンロードすることも可能です。

（記載例）

年金加入期間確認通知書の発行依頼について

- ①年金証書記号番号、②請求者の氏名（フリガナ）、③年金受給者の氏名（フリガナ）、
④年金受給者の生年月日、⑤請求者の郵便番号・住所、⑥請求者の電話番号、⑦請求の理由、⑧必要枚数

（注1）社会保険労務士等が請求する場合は、委任状を添付してください。

（注2）連合会から年金が2つ以上決定されている場合は、①は全ての年金証書記号番号を記入してください。

（注3）請求者が年金受給者ご本人の場合は、②請求者の氏名を記入する必要はありません。

（注4）請求者が組合員と離婚されている場合は、婚姻と離婚の記載されている戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）を添付してください。

2 支給状態証明書の請求について

年金の受給権を担保にして、「日本政策金融公庫」（沖縄在住の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」）から、貸付けを受けることができます。

貸付けを受けるときは、支給状態証明書（用紙は日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にあります）に、連合会で年金額、最終の支払済みの支給期月等の支給状態に関する証明を受け、貸付けを受けるとする公庫に提出します。

支給状態証明書が必要なときは、当該証明書に氏名（フリガナ）、年金証書記号番号を記入し返信用封筒（80円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

詳細については、最寄りの「日本政策金融公庫」または「沖縄振興開発金融公庫」にお尋ねください。

3 年金支給額証明書の請求について

障害（共済）年金、遺族（共済）年金は非課税のため、源泉徴収票は、送付しておりません。

これらの年金を受給している方が、各種学校の奨学金、授業料の免除及び老人ホームへの入所などの資格審査等のために証明書が必要な場合は、年金支給額証明書（以下「証明書」といいます。）を発行いたします。

証明書が必要なときは、年金証書記号番号、氏名（フリガナ）、電話番号、何年度分の証明書が必要なのか、また、使用目的を便箋等に記入し、返信用封筒（80円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

〈請求先〉国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当 電話03-3265-8141（代表）

年金受給者の皆様からよくある質問 1

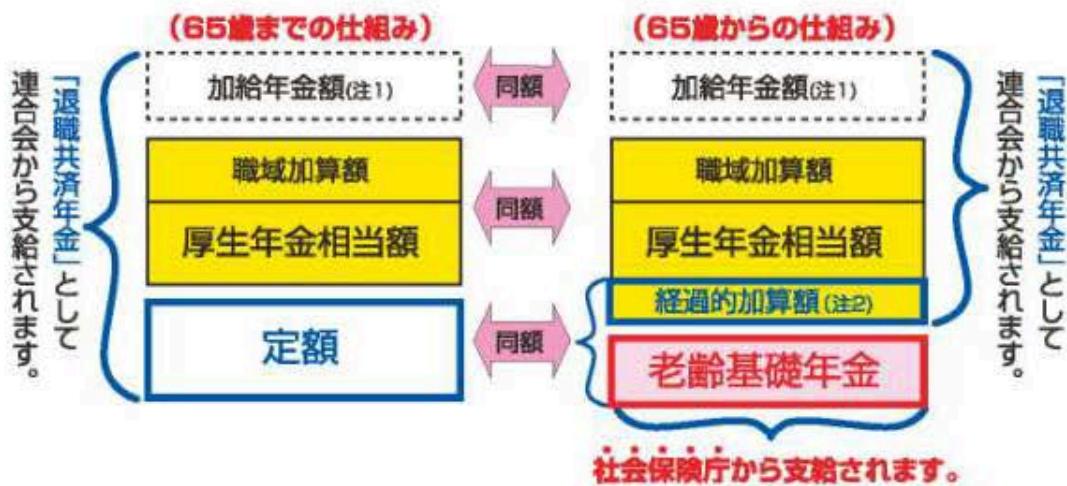


退職共済年金の年金受給者ですが、65歳になると年金額が少なくなるのはなぜでしょうか？



昭和24年4月1日までに生まれた方の場合、65歳になると年金をお受け取りになる仕組みが変わります。具体的には、65歳になると連合会から支給される退職共済年金の「定額」に代わり、社会保険庁から国民年金の老齢基礎年金が支給されることになります。(下図参照)

このため、退職共済年金の年金額は65歳から少なくなりますが、社会保険庁の老齢基礎年金を合わせれば実際にお受け取りになる年金額が減ることはありませんので、ご安心ください。



(注1) 一定の要件を満たす配偶者又は子がいる場合に加算されます。

(注2) 退職共済年金の「定額」から老齢基礎年金を差し引いた金額です。

なお、昭和24年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合は、原則として65歳前と後の退職共済年金の年金額は変わりませんが、加給年金額の対象者がいる場合は65歳から加給年金額が加算されます。

また、昭和24年4月1日までに生まれた方と同様に、65歳からは社会保険庁から国民年金の老齢基礎年金が支給されることになります。

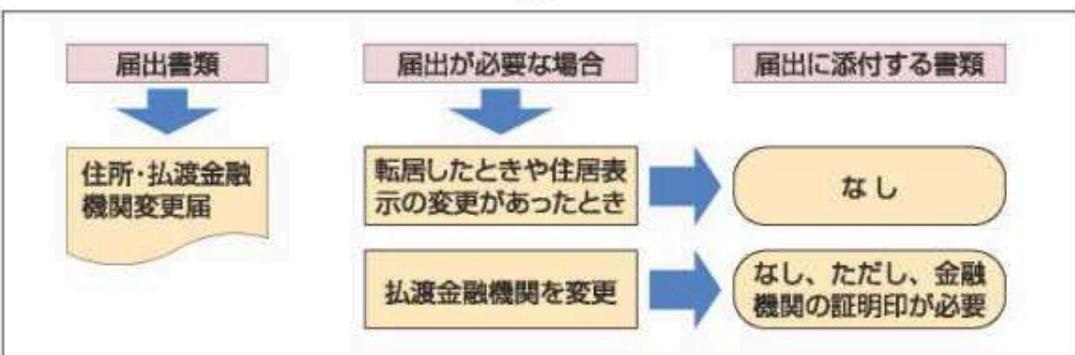
年金受給者の皆様からよくある質問 2

○引越しをしたのですが?

○年金を受取る金融機関を変更したいのですが?

○届出用紙綴りの中の「住所・払渡金融機関変更届」に必要事項を記入し、当会へ送付願います。

○当該変更届は、国家公務員共済組合連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)からダウンロードすることも可能です。



注意事項) ○次に該当する方が住所を変更するときは、転居後の住民票が必要となります。

(「住民基本台帳ネットワークシステム」に加入されておらず、現況確認が出来ない方の場合。)

○市町村合併による住所変更については、連合会において変更処理をいたしますので、
個々に届出をする必要はありません。ただし、地番が変更になる方は「住所・払渡
金融機関変更届」の提出が必要となります。

「住所・払渡金融機関変更届」のご提出がない場合、以下のことが起こる可能性があります。

○住所の変更がされないため、重要書類や各種のお知らせが届きません。

○金融機関の変更がされないため、定期送金の金額が口座へ振り込まれません。

書類の再発行や口座入金不能額の再送金には時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を作成し、同封しましたのでご活用ください。なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただけますと、組合員料金でご利用いただけます。

*** 読者のひろば ***

私と図書館

官民生活50年余全国各地に勤務、在職間は大食、無趣味でしたが、特に都内に回帰してこの三年半は、コンサート100回、映画28回、美術展4回及び旅行等に出かけ心を癒し、くつろぎ楽しんでいます。旅行以外費用は無料。実は近くに図書館があり、新聞のプレゼント欄のイベントの募集を見つけハガキで応募し当たったものばかり、音楽ファンの私ですが、今年コンサートではウィーンやモスクワの各交響楽団演奏会のような豪華版の招待券が当たり大喜びしました。

また、図書館の入口にはいろんなちらしなどの印刷物がありますが、中に懸賞論文の募集を見つけ、文章の下手な私ですが、先に「ふるさとまん」というテーマに応募したところ、思いがけないことに入選し金メダルを受賞しました。嬉しくなってその後も欲を出して応募を続けています。例え肩書きやお金がなくても自由時間を自分なりにプランニングして楽しむことは素敵なことです。

今の私にとっては、毎朝図書館に出かけることが日課となっていて、各種の図書や雑誌CDやパソコン等を利用し、これが毎日の生活の活力、元気の源になっています。

都会は医療や福祉の各機関や施設が整備されているうえ教育や文化の諸施設が充実し、喜楽にも恵まれていて、とりわけ高齢者の私たちにとって有難く日々感謝して過しています。

東京都 長濱 忠治（79歳）

今、ようやく青春

主人の病気、入院でやむなく早期退職して早く10年が過ぎました。

長年、仕事人間で働きつづけて来て「あれもしたい、これもしたい」との思いを、今、心身共にゆとりが出来、充実した日々の生活の中で、自分にあった無理のない程度に少しずつ挑戦しています。

自動車の運転免許を取り、地域のボランティア活動やコーラスにも参加、町の文化サークルへも入会し、視野を広げ楽しんでいます。

退職後に始めた水泳も下手ながら四泳法、泳げるようになり、今では自分の生活の一部となり毎日、一時間近く泳いでいます。

週一回のリズム体操も若い人に交って手足の動きが合わない時もありますが、汗いっぱいでも楽しいです。又、今年から、心の安らぎと充実感を与えてくれる「詩吟の会」にも入会しました。

何事も習いだすと奥が深くなかなか難しいですが、詩吟は日本の伝統芸能であり、漢詩は古来よりの日本の文化で、日本人の心に大きな影響を与えられたと思います。

漢詩をよく理解し、味読して節回しをつけて大きな声を出し朗唱するのですが、ヨガの呼吸法で健康にも良く、平凡な生活の中での気分転換にもなり、とてもいいなあと思い、来月の文化祭に向けて、今、頑張っています。

奈良県 杉田 繁子（67歳）

【表紙写真募集】

平成22年5月号の本誌の表紙写真を募集します。5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、別紙に撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、5月号の応募締切は平成22年2月28日です。

平成22年 年金カレンダー

(事情により日程が変わることもあります。)

2010	定期支給関係	所得税関係 その他
1月	15日 年金払渡金融機関変更 (2月定期支給から)の締切日です。	中旬 退職(共済)年金などの受給者の皆様へ「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」を「はがき」でお送りします。
2月	15日 2月定期支給(12月・1月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	「平成22年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の内容は、2月定期支給分から反映します。
3月	15日 年金払渡金融機関変更 (4月定期支給から)の締切日です。	確定申告開始 確定申告をされる方は、2月16日から3月15日までに住所地の税務署等で確定申告をしてください。
4月	15日 4月定期支給(2月・3月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	▶ (注)本年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等を「年金支払通知書」でお知らせします。なお、支給額等に変更があった場合は、その都度変更内容をお知らせします。
5月	17日 年金払渡金融機関変更 (6月定期支給から)の締切日です。	また、厚生年金保険の被保険者等である間の年金の一部支給停止に該当している方には定期支給毎に支給額等をお知らせします。
6月	中旬 年金支払通知書(注)をお送りします。 15日 6月定期支給(4月・5月分)	★受給者の皆様の生存の状況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行っています。したがって、同システムを利用し現況確認が行えた方に対するは、平成15年4月より身上報告書は送付しておりません。
7月	15日 年金払渡金融機関変更 (8月定期支給から)の締切日です。	(注)市町村合併に伴う住所変更につきましては、連合会年金部が一括して行いますので、住所変更届の提出は必要ございません。
8月	13日 8月定期支給(6月・7月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	上旬 退職(共済)年金などの源泉徴収の対象となる年金を受ける皆様へ 「平成23年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の用紙をお送りします。
9月	15日 年金払渡金融機関変更 (10月定期支給から)の締切日です。	中旬 提出期限です。
10月	15日 10月定期支給(8月・9月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	
11月	15日 年金払渡金融機関変更 (12月定期支給から)の締切日です。	
12月	15日 12月定期支給(10月・11月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があり大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、おかげ間違いのないよう十分ご注意ください。

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)